

# 住民異動等が多くなる3月下旬から4月上旬は 窓口業務時間を延長します

開設時期●平成30年3月26日(月)から4月6日(金)まで  
窓口延長時間●午後5時15分～午後7時

## 担当窓口および業務

### 美郷町役場 本庁舎

#### 住民生活課

- 住民異動受付(転入、転出、転居など)
- 証明書の発行(住民票、戸籍関係、印鑑登録)
- 戸籍届出の受領 ●印鑑登録
- 国民年金資格異動受付

#### 建設課

- 上下水道の使用等の届出

#### 教育総務課

- こども園の入退園手続き、相談
- 児童クラブの入退所手続き、相談

#### 福祉保健課

- 国民健康保険資格異動受付
- 後期高齢者医療資格異動受付
- 福祉医療費受給申請受付
- 児童手当受給申請受付

#### 税務課

- 各種証明書の発行(所得証明など)
- 納税相談

#### 教育推進課

- 小中学校の転入学の相談

### 六郷出張所 仙南出張所

#### 証明書の発行

- 戸籍関係証明書(戸籍謄本など)
- 住民票
- 印鑑登録証明書
- 合併証明書
- 課税(非課税)証明書
- 所得証明書
- 納税証明書
- 軽自動車納税証明書(車検用)
- 資産証明書
- 身分証明書

#### 届出の受付等

- 死亡届・死産届の受領 ●埋火葬に関する手続き
- 各課への文書の取り次ぎ

※転入、転出、転居などの住民異動は、これまでどおり住民生活課へ届出ください。

※午後5時15分以降は、町税や使用料の収納、納付書の再発行は行いません。  
町税等の納付には口座振替やコンビニ収納もご利用ください。



## 窓口業務時間 確認カレンダー

- 営業日
- 時間を延長する日

	3 月											4 月															
	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
美郷町役場	○	○	休	休	○	○	休	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○
	—	—	休	休	—	—	休	—	—	休	休	◎	◎	◎	◎	◎	休	休	◎	◎	◎	◎	◎	休	休	—	—
六郷・仙南出張所	○	○	○	休	休	○	休	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○
	—	—	—	休	休	—	休	—	—	—	休	休	◎	◎	◎	◎	◎	休	休	◎	◎	◎	◎	—	休	休	—

## 堆肥の購入費用を助成します

# 美郷ブランドゆうき応援事業

美郷町堆肥センターの堆肥を使用して「特別栽培米」を栽培・出荷した町内農業者へ、堆肥購入費の一部を助成します。

### ■「美郷ブランドゆうき応援事業」助成区分

区分	助成額
15kg袋入れ	130円
15kgペレット	260円
軽トラック1台分	800円
500kgバラ	1,000円
500kgフレコン	1,500円
2tトラック1台分	3,000円

### 平成29年度の変更点

#### 「美郷ブランド10品目」への使用に対する助成の廃止

※美郷ブランドゆうき応援事業での助成は廃止されましたが、下記「美郷ブランド品目応援事業」での助成が拡充されます。

## 出荷販売経費の一部を助成します

# 美郷ブランド品目応援事業



### 美郷ブランド 10品目

・アスパラガス ・枝豆 ・キャベツ ・キュウリ ・トマト  
・ネギ ・ホウレンソウ ・シイタケ ・スイカ ・花き

### ■「美郷ブランド品目応援事業」助成区分

区分	対象者	助成割合	
美郷ブランド品目 応援事業① (販売拡大助成)	・美郷ブランド10品目	販売額の2.0% ・100万円を超えた部分には、さらに1.0%を助成 ・300万円を超えた部分には、さらに1.0%を助成	
	・冬期栽培作物 (美郷ブランド10品目のほか、全ての園芸作物) ・農畜産加工品	冬期栽培作物を11月から3月に、または農畜産加工品を4月から3月にJA、直売所、市場等に出荷し、出荷証明を提出できる方	販売額の3.0%
美郷ブランド品目 応援事業② (新規作付助成)	・初めて美郷ブランド10品目を作付し、販売した農業者等	美郷ブランド10品目の販売額が50万円超で、4月から3月にJA、直売所、市場等に出荷し、出荷証明書を提出できる方	美郷ブランド10品目の販売額の5.0% (新規作付から3年間)

### 平成29年度の変更点

- ・販売拡大助成の4月から10月に出荷した美郷ブランド10品目に対する助成割合「1%から3%」を「**2%から4%**」に変更
- ・規模拡大助成の廃止
- ・新規作付助成の対象要件を「100万円超」から「50万円超」に変更

美郷ブランドゆうき応援事業および美郷ブランド品目応援事業は、**米の生産数量目標の達成や出荷証明書の提出などが必要となります**。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ ● 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908(内線2705)